

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：所定外労働時間を、1人当たり月間20時間未満とする。

<対策>

- 令和7年10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和8年 6月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修等を実施
- 令和8年10月～ 各事業所における問題点の検討実施
- 令和9年 4月～ 職員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和7年12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修等を計画期間中に行う
- 令和9年12月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する